

【別記2】長野県認定制度認定品目等、調達目標及び判断基準

1～4（略）

II その他品目

1 県有施設で使用する電気の「省CO₂化」〔目標：100%〕

品目	判断の基準等
電力	<p>【判断の基準】</p> <p>契約電力 50kw 以上（旧自由化部門）の電気を調達する施設においては、原則として、入札参加資格に「省CO₂化」の要素を考慮した以下の条件を付した入札を実施すること。</p> <p>① 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。</p> <p>② 次に掲げる省CO₂化の要素を考慮する観点による基準表（環境部長が別に定める）により算出した合計点数が、環境部長が定める基準点数以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none">・前々年度の 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数・前々年度の未利用エネルギー活用状況・前々年度の再生可能エネルギー導入状況・需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

* 基準表及び基準点数は別紙 2-2 「電気の省CO₂化の要件」のとおり

電気の省CO₂化の要件

以下の①及び②を満たした者を入札参加資格者とし、適合証明書(別添様式)を提出すること。

- ①電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。(注1)
 ②省CO₂化の要素を考慮する観点による基準表により算出した合計点数が70点以上(下記基準表の左欄の項目毎に、中欄の数値等に応じた右欄の点数を合算した点数)であること。

<省CO₂化の要素を考慮する観点による基準表>

項目	数値等	点数
前々年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (kg-CO ₂ /kWh)(注2)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上 0.690 未満	20
前々年度の未利用エネルギー活用状況(注3)	0.690 以上	0
	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
前々年度の再生可能エネルギー導入状況(注4)	活用していない	0
	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組(注5)	活用していない	0
	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注意書き	説 明
(注1)電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。	経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
(注2)前々年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前々年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。 なお、令和元年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
(注3)前々年度の未利用エネルギー活用状況	<p>以下の算定方式により算定された前々年度における未利用エネルギーの活用比率。</p> <p>(算定方式)</p> $\text{前々年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)} \div \text{前々年度の供給電力量(需要端)(kWh)} \times 100$ <p>前々年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh) × 100 前々年度の供給電力量(需要端)(kWh)</p> <p>前々年度の未利用エネルギーの活用状況(%)</p> <ol style="list-style-type: none"> 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。 <ol style="list-style-type: none"> 工場等の廃熱又は排圧 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。) 高炉ガス又は副生ガス 前々年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 前々年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注意書き	説明
<p>(注4) 前々年度の再生可能エネルギー導入状況</p>	<p>以下の算定方式により算定された前々年度における再生可能エネルギーの導入比率。</p> <p style="text-align: center;">(算定方式)</p> $\text{前々年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>① 前々年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))</p> <p>② 前々年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)(ただし、前々年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)(ただし、前々年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)(ただし、前々年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 前々年度の供給電力量(需要端(kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギーとは、FIT 法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 前々年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 前々年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>(注5) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

適合証明書

令和 年 月 日

様

所在地
商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他()	

2 省CO₂化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数が70点以上であること。①～④の合計点数 〇〇点

(内訳)

評価する項目	数値	点数
①前々年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	〇. 〇〇〇 kg-CO ₂ /kWh	〇〇点
②前々年度の未利用エネルギー活用状況	〇〇. 〇〇 %	〇〇点
③前々年度の再生可能エネルギーの導入状況	〇〇. 〇〇 %	〇〇点

評価する項目	取組の有無	点数
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	有・無	〇〇点

(注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

(注2) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

(注3) 2の「数値」及び「点数」については、別紙「電気の省CO₂の要件」により記載すること。

(注4) 1及び2の条件を満たすことを示す根拠とした資料を添付すること。

長野県グリーン購入推進方針の変更の内容について（令和3年度調達分）

1 国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準拠した変更

分野	品目	見直し内容
文具類	スタンプ台、朱肉、ステープラー（汎用型）、連射式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ及び液状）、ブックスタンド、OAクリーナー（ウェットタイプ）、メディアケース、絵筆、つづりひも、タックラベル、インデックス、付箋紙、ごみ箱、リサイクルボックス、梱包用バンド	・ 主要材料に係る表記ゆれの修正
画像機器等	複合機	・ 消費電力量について設定していた経過措置の終了
	プリンタ、プリンタ複合機	
	スキャナ	
	プロジェクタ	・ 待機時消費電力について設定していた経過措置の終了
	トナーカートリッジ、インクカートリッジ	・ トナー及びインクに係る化学安全性に関する記載内容の修正 ・ エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準として記載（タイプ I 環境ラベルの活用）
電子計算機等	電子計算機	・ サーバ型電子計算機のエネルギー消費効率等について省エネ法のトップランナー基準に強化 ・ クライアント型電子計算機のエネルギー消費効率等について省エネ法のトップランナー基準の 85%達成レベルに強化（又は国際エネルギースタープログラム Version 7.0 の基準への適合）
家電製品	テレビジョン受信機	・ 受信機型サイズが 39V 型以下の製品のエネルギー消費効率に係る判断の基準について経過措置を延長
エアコンディショナー等	エアコンディショナー	・ 業務用エネコンディショナー（パッケージエアコン）について特定の化学物質に係る判断の基準を設定
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	・ ガスヒートポンプ式冷暖房機について特定の化学物質に係る配慮事項を設定
自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ	・ 従前の自動車 1 品目を燃費基準値の目標年度に対応して 6 品目に細分 ・ 乗用車については可能な限り電動車等（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車）、少なくとも次世代自動車（電動車等、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車） 乗用車以外の 5 車種については可能な限り次世代自動車、少なくとも一定の燃費基準等を満たす自動車

設備	太陽光発電システム	・ 太陽電池モジュール認証の JIS 規格の改正に伴う変更
	太陽熱利用システム	・ 太陽集熱器に係る JIS 規格の改正に伴う変更及び日集熱効率に係る 2 段階の判断の基準の設定
	テレワーク用ライセンス	新規追加
	Web 会議システム	新規追加
災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水	・ 名称を「ペットボトル飲料」から変更するとともに、適用範囲を他の飲料容器素材へ拡大
公共工事	断熱材	・ 断熱材についてトップランナー基準の改正に伴い配慮事項を変更
	変圧器	・ エネルギー消費効率について JIS 規格の直接引用に変更
役務	輸配送、旅客輸送、クリーニング、引越輸送、会議運営	・ 「エコドライブ 10 のすすめ」の改定に伴う変更（判断の基準：輸配送、旅客輸送、クリーニング、引越輸送、配慮事項：会議運営）
	庁舎等において営業を行う小売業務	・ レジ袋について植物由来プラスチック配合率（10%以上から 25%以上）の強化及び薄肉化に係る判断の基準の設定、再生利用のための工夫を判断の基準に設定 ・ 業務において使用するプラスチック製ごみ袋について判断の基準を満たす製品の使用を配慮事項に設定
	飲料自動販売機設置	・ 缶・ボトル飲料自動販売機本体について年間消費電力量に係る上限値（1,000kWh）の設定及びエネルギー消費効率達成率の強化（トップランナー基準の 120%以上） ・ 照明への LED の使用を判断の基準として設定 ・ 屋内設置の自動販売機について照明の常時消灯を判断の基準に設定 ・ 飲料容器の回収時に使用するプラスチック製ごみ袋について判断の基準を満たす製品の使用を配慮事項に設定
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	・ 植物由来プラスチック配合率（10%以上から 25%以上）及び再生プラスチック配合率（10%以上から 40%以上）の強化（配合率については経過措置の設定） ・ 増量目的の充填剤の使用禁止を判断の基準に設定 ・ エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準として記載（タイプ I 環境ラベルの活用）

2 県独自品目の変更

(1) 設備（木質ペレットストーブ）

信州型ペレットストーブの新規認定を行っておらず、県内メーカーでは改良を重ね性能の優れたストーブが販売されているため、木質ペレットストーブの判断の基準のうち「信州型ペレットストーブ」を削除

(2) 県有施設で使用する電気の「省CO₂化」

県有施設で使用する電気の「省CO₂化」における入札参加資格の要件について、国に準拠して以下の変更を行う。

- ・ 「省CO₂化の要素を考慮する観点による基準表」の変更
- ・ FIT 法の履行義務達成について要件から削除